

アルペン芦山 山行規定

第1条 目的

この規定は、アルペン芦山会員が行う山行について必要な事項を定め、私たちの山行から事故をなくし、健康を増進し、生活と文化を豊かにすることを目的とする。

第2条 責任

2-1 会員はすべて自己責任のもと山行に参加する。

2-2 会は提出を受けた計画書により山行内容の把握や安全管理を行い、承認した山行については事故発生時に救援、捜索など適切な対応を行う。

2-3 会及びリーダーは山行中のいかなる事故においてもその賠償責任を負わない。

2-4 計画書の提出が無い山行は会活動とは無関係の行為とし、会は一切の義務、責任を負わない。

第3条 山行の分類

便宜上、実施主体の違いで会山行と個人山行に大別し、また難易度の差により軽易な山行と一般山行に区分し、それらを組み合わせた分類で山行管理を行う。

3-1 会山行

会員や広く一般登山愛好家の要求に応え、年間計画や毎月の山歩案内等で会員には等しく公開され、会の承認のもと行われるもの。

山行計画立案者の違いにより、例会山行とリーダー企画山行（L企画山行）に区分する。

1. 例会山行 … 各部会や事務局が立案し、運営委員会で年間行事と定めたもの。

2. L企画山行 … 会員が自らリーダーとして立案し、運営委員会の承認を受け、その都度行われ

るもの。

3-2 個人山行

会山行以外で、個人や特定のグループの嗜好や目的達成などのために、山行者の判断で行われるもの。

3-3 軽易な山行

日帰りハイキング、軽易な沢登り、ゲレンデでの岩登りなど、山行管理部が軽易と判断したもの。

3-4 一般山行

軽易な山行以外の山行

第4条 計画書

4-1 計画書は会山行では山行計画書（別紙-1、会書式）を、個人山行では山行通知（別紙-2、必須項目のみ、任意書式）を用いる。

4-2 但し、個人山行においてメンバーが会員同士あるいは会員単独の場合には、安全管理徹底のため山

行計画書を用いる事が望ましい。

4-3 または会山行、個人山行に拘わらず、軽易な山行では特例として山行通知を用いる事が出来る。

4-4 リーダー（または代理の者）は第 15 条、付表のとおり、計画書を所定の期限内に担当部署へ提出する。

第 5 条 安全管理

5-1 会による管理

山行管理部は事前に山行計画書を審査し、安全な山行のため適切な助言を行う。

なお、必要に応じて、計画変更や中止を指導・勧告する事ができる。

事務局は山行通知を受け取り、山行内容を把握のうえ事故発生時の適切な対応に備える。

5-2 会員による管理

リーダーは、山行管理部の助言を尊重し、指導や勧告を遵守するとともに、パーティーの安全に十分留意する。

参加者は、山行中いかなる場合でも自己の安全管理は自らがおこなう。

第 6 条 下山報告と山行報告

リーダー（または代理の者）は下山後直ちに所定の連絡先に下山報告をおこない、会山行の場合には速やかに事務局に山行報告書を提出する。

第 7 条 留守宅

会は会山行の規模に応じて留守宅本部を設け、山行計画書に明記する。

第 8 条 登山本部

山行管理部は山行計画書を検討し、必要に応じて登山本部を設ける。

第 9 条 リーダーの心得

9-1 リーダーは山行の計画、実施、報告、反省に至るまで、活動の全てを統括する。

9-2 リーダーは山行中の最終決断者であることを自覚し、的確な判断が下せるよう努める。

9-3 リーダーは安全山行を心掛け、事故のないよう努める。

第 10 条 メンバーの心得

10-1 メンバーはリーダーの指示に従い、リーダーをサポートし、リーダーが活動しやすくなるよう努める。

10-2 パーティーの互いの友情や和を乱さないよう、リーダーを中心に協調する。

10-3 意見を述べてもよいが、決断はリーダーに委ね、それに従う。

第 11 条 自家用車での山行

山行時に会員の自家用車等を使用するときは、同乗者は次の内容を承知の上で同乗する。

11-1 自身の責任において同乗する。

11-2 事故の際、同乗者およびその家族は、運転者及び車の所有者に対して補償と責任を問わない。

11-3 第三者に対する賠償等に関しては、山行者全員でその責を負う。

第 12 条 事故対策本部

事故発生時には事故対策本部を設置し、会長が本部長となり救援活動をおこなう。

第 13 条 事故救援費用

救援活動の費用は、すべて事故者側において負担する。

第 14 条 山岳保険等への加入

14-1 会員は労山新特別基金あるいは市販の山岳保険に加入する。

14-2 労山新特別基金の場合、軽易な山行については 5 口以上、積雪期や残雪期の山行および、岩登りや沢登りなど救助や捜索に多額の費用が見込まれる山行については 10 口加入し、市販山岳保険ではそれぞれに同等の補償が得られるものに加入する事が望ましい。

14-3 保険が不十分な場合、会山行への参加を認めないことがある。

14-4 会は、事前に計画書の提出を受けた山行に限り、労山新特別基金交付の手続きをおこなう。

第 15 条 付表

この山行規定の適正な運用のため、計画書の提出から山行報告および労山基金手続きまでの関係する一連の事項について、付表に纏める。

第 16 条 その他

この規定で対処できない事案については運営委員会に付議し対応をおこなう。

第 17 条 付則

17-1 規定の改廃 この規定の改廃は、総会のみによっておこなう。

17-2 規定の発効

この規定は

昭和 42 年（西暦 1967 年）04 月 制定、施行する

昭和 56 年（西暦 1981 年）10 月 25 日 制定、施行する

平成 09 年（西暦 1997 年）10 月 26 日 制定、施行する

平成 11 年（西暦 1999 年）06 月 27 日 制定、施行する

平成 29 年（西暦 2017 年）06 月 25 日 制定、施行する